

野田市一般職の職員の給与に関する
条例等の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和3年11月30日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第40号

野田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

附則第8項の見出し中「及び12月」を削り、同項中「及び同年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当」を削り、同項の次に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)

9 令和3年12月1日において管理職手当の支給の対象となる職員に対して同月に支給する期末手当に関する第19条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の62.5」とあるのは「100分の60」とする。

第2条 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年野田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 野田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 4 令和3年12月に支給する期末手当に関する第14条第1項及び第24条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「支給する。」とあるのは「支給する。この場合において、給与条例第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは、「100分の127.5」と読み替えるものとする。」と、第24条第1項中「第19条第4項」とあるのは「第19条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の127.5」と、同条第4項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

- 3 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

(野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和63年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

- 5 野田市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正す

る。

第5条中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。